

法人インターネットバンキングの不正使用による被害補償について

法人インターネットバンキングを安心してご利用いただけるよう、不正使用取引による預金の払出の被害に遭われた場合の被害補償についてお知らせいたします。

万が一、被害にあわれた場合には、速やかに当サポートセンターまで連絡をお願いします。

記

1. 補償の概要

<ふくぎん>法人インターネットバンキングをご利用のお客様が、第三者による不正使用により不正な預金の払戻が発生した場合、当行がお客様の被害補償を行います。

2. 補償金額

1 契約あたり 1, 0 0 0 万円を上限として被害補償を行います。なお、お客様が、電子証明書の導入等当行が推奨するセキュリティ対策をとっていないときは、補償の対象とならない場合や補償が減額になる場合もありますのでご留意下さい。

3. 補償の対象外・減額となる場合

- ① I D・パスワードが盗難にあった場合で、盗難にあったことについて重大な過失があった場合。また、他人に I D・パスワードを教えた場合。
- ②被害状況を当行に説明するにあたり、重要な事項について偽りの説明、又は十分な説明がなかった場合。
- ③被害にあってから 30 日以内に、当行へ被害の連絡がない場合。また、警察へ通報し被害の説明を行わない場合。
- ④電子証明書を導入していない場合。
- ⑤当行が提供するセキュリティ対策ソフトを導入していない場合。
- ⑥ワンタイムパスワードを導入していない場合。
- ⑦パスワードを定期的に更新していない場合。
- ⑧当行の指定した正規の手順以外で電子証明書を利用した場合。
- ⑨ O S やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアをメーカーのサポート期限を経過して使用していた場合。
- ⑩ O S やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していない場合。
- ⑪ソフトウェアキーボードを利用していない場合。
- ⑫当行配布以外のセキュリティ対策ソフトを導入していない場合、及び最新の状態に更新していない場合。
- ⑬その他当行からセキュリティ対策を依頼し、その対策が実施されていない場合。

以 上

<本件に関する問い合わせ先>

株式会社福島銀行

法人インターネットバンキングサポートセンター

平日 (9 : 00 ~ 18 : 00)

電話番号 0120-55-2940

2019年12月16日現在